



特別支援教育だより

令和6年9月18日(水)

発行 大里南小学校

子ども支援会議

校長 竹下 晴康

特別支援教育支援員申請の手続きが始まります。

2学期が始まって2週間が過ぎ、学校には子ども達の元気な声が響いています。さて、10月から次年度(令和7年度)の特別支援教育支援員の申請が始まります。申請を希望する場合は、下記の要網を確認の上、申請をお願いします。

特別支援教育支援員の支援の対象者について

1 「派遣要綱」第2条(派遣基準)を次のように補足する。

- (1) 派遣人数は当該年度の内示予算の範囲内での配置とする。
- (2) 医療的ケアを要する児の医療に係る介護は対象とせず派遣しない。
- (3) 「認定就学者」で安全面や生活面での補助及び学級経営が難しい場合。
- (4) 特別支援学級に在籍している児童生徒には基本的に支援員等の配置は行わないが、学級内に在籍する児童・生徒数の数が多く、個別の支援が厳しい場合には学級全体への補助として配置をする場合がある。

2 支援の対象者

- (1) 南城市教育支援委員会の判定結果を参考に教育指導課内で検討し理解を得られた者
- (2) 障害により危険回避ができず安全面に課題がある幼児・児童・生徒
- (3) 障害により身辺補助がどうしても必要な幼児・児童・生徒
- (4) 通常学級への配置
 - ・知的障害、肢体不自由、聴覚障害、病弱のある幼児・児童・生徒で、園・学校生活を送る上で、安全管理を特に必要とする場合
 - ・自閉症、情緒障害のある幼児・児童・生徒で他の幼児・児童・生徒への危害を与えるおそれのある場合または安全管理を特に必要とする場合
 - ・身辺処理が非常に困難であり、身体移動においても支援が必要な場合(肢体不自由、知的障害、視覚障害)
 - ・学級、学校からの急な飛び出し、自分自身や他人への危険行為を頻繁に繰り返す場合
- (5) 特別支援学級内への配置
 - ① 特別支援学級内には基本的に教育支援員を配置しないこととする。
 - ② 特別支援学級の経営状況が非常に困難な場合には、教育支援委員会部会で検討する。
 - ・異なる2つ以上の障害種からなる児童・生徒を有する学級で、学級経営上、本来の個別の教育的指導が困難な場合

お子さんのために必要があると思った保護者の方は、お子さんの担任か特別支援教育コーディネーターへ**9月24日(火)までに**連絡をください。連絡をもらった後に、申請書類をお渡ししますので、記入して提出をお願いします。

今年度特別支援教育支援員がついている場合も、申請は毎年行うことになりますので、新たに申請をお願いします

【この件の担当】

大里南小学校

TEL:098-945-2455

特別支援教育コーディネーター：仲程・圓